

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(10時15分)

休憩中に10番 南雲君より「議会タブレット運用推進特別委員会設置に関する決議の提出について」が提出されました。この発議は所定の賛成者2名以上がありますので成立します。

お諮りします。提出されました発議第3号を日程に追加し、追加日程第1「発議第3号議会タブレット運用推進特別委員会設置に関する決議の提出について」を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第3号を議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程の日程第6の前に追加をお願いいたします。

事務局より発議3号を配付させます。

(発議書配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議

長 追加日程第1「発議第3号議会タブレット運用推進特別委員会設置に関する決議の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番 南

雲 発議第3号、令和5年12月7日、松田町議会議長 平野由里子殿。

提出者、松田町議会議員 南雲まさ子。賛成者、松田町議会議員 北村和士、松田町議会議員 武尾哲治、松田町議会議員 吉田功、松田町議会議員 中津川定雄、松田町議会議員 秋田谷光彦、松田町議会議員 古谷星工人、松田町議会議員 田代実、松田町議会議員 井上栄一、松田町議会議員 飯田一、松田町議会議員 寺嶋正。

議会タブレット運用推進特別委員会設置に関する決議の提出について。上記の議案を別紙のとおり松田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

(別紙) 議会タブレット運用推進特別委員会設置に関する決議。

次のとおり議会タブレット運用推進特別委員会を設置するものとする。

記、名称、議会タブレット運用推進特別委員会。

設置の根拠は記載のとおりでございます。

目的として、ICTの活用により議会議員活動の充実や効率化を図るため。

委員の定数6名。

調査期限、本特別委員会は、3に掲げる目的を達成するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

6番、調査経費は記載のとおりでございます。

以上です。よろしくお願い。

議長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第3号議会タブレット運用推進特別委員会設置に関する決議の提出についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで暫時休憩いたします。休憩中に委員の氏名、正・副委員長など必要な事項を決定するようお願いいたします。決定しましたら、議長まで報告をお願いいたします。

暫時休憩となります。(10時20分)

議長 休憩を解いて再開いたします。(10時25分)

休憩中に議会タブレット運用推進特別委員会を設置することに決定いたしました。そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議会タブレット運用推進特別委員会を設置することになりました。

次に、委員が決定いたしました。委員は議員6名で構成されます。名前を読み上げます。寺嶋正君、井上栄一君、古谷星工人君、中津川定雄君、武尾哲治君、北村和士君。そして委員長には井上栄一君、副委員長には中津川定雄君が決定いたしました。審査をよろしく願います。なお、議長はオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願いします。